

気仙沼市における

「固定資産価格決定通知書」

の取扱い変更に関するお知らせ

仙台法務局気仙沼支局と気仙沼市間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知が令和7年1月27日から電子化されることになりました。

現在、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、気仙沼市長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として仙台法務局気仙沼支局へ提出していただいておりますが、令和7年1月27日以降、以下のとおり手続等が一部変更となりますので、ご注意ください。

✚気仙沼市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、気仙沼市長が交付しております「固定資産価格決定通知書」は、令和7年1月24日をもって廃止されます。

✚「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「固定資産税納税通知書の課税明細書」を使用できますが、同通知書をお持ちでない場合は、気仙沼市長が発行する「評価証明書」又は「土地・家屋名寄帳兼課税台帳」等を取得することにより不動産価格を確認することができます。

※「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳兼課税台帳」の取得方法等につきましては、気仙沼市役所総務部税務課固定資産税係（Tel0226-22-3405）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際には、「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳兼課税台帳」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

✚公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中で地目が変わった土地などにつきましては、仙台法務局気仙沼支局までお問合せください。

令和7年1月

仙台法務局気仙沼支局

TEL0226-22-6692